

身体的拘束廃止に関する指針

改定年月日 : 2022 年 4 月 1 日

社会福祉法人 手稲ロータス会
介護老人福祉施設 手稲ロータス

目 次

1	身体的拘束廃止に関する考え方	1
(1)	介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定	1
(2)	緊急やむを得ない場合の例外三原則	1
2	身体的拘束廃止に向けての基本方針	1
(1)	身体的拘束の原則禁止	1
(2)	やむを得ず身体的拘束を行う場合	1
(3)	日常ケアにおける留意事項	2
3	身体的拘束廃止に向けた体制（身体的拘束廃止・虐待防止委員会の設置）	2
(1)	設置目的	2
(2)	委員会の構成員	2
(3)	委員会の開催	2
4	やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応	3
5	身体的拘束廃止に向けた各職種の役割	4
6	身体的拘束廃止、改善のための職員教育・研修	5
7	入居（利用）者等に対する当該指針の説明・閲覧	5

身体的拘束廃止に関する指針

1 身体的拘束廃止に関する考え方

身体的拘束は、入居（利用）者の活動そのものを制限し、生活の自由を抑制することです。そして、大きな苦痛と著しい被害・ダメージを与えてしまい、入居（利用）者の尊厳ある生活を阻むものです。

当施設では、入居（利用）者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的損害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしないケアの実施に努めます。

（１） 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービスの提供に当たっては、当該入居（利用）者又は他の入居（利用）者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、入居（利用）者の行動を制限する行為を禁止します。

（２） 緊急やむを得ない場合の例外三原則

入居（利用）者個々の心身の状況を勘案するとともに、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の３つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

① 切迫性

入居（利用）者本人又は他の入居（利用）者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

2 身体的拘束廃止に向けての基本方針

（１） 身体的拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止します。

また、利用開始時に、入居（利用）者及び家族に基本方針の説明を行うとともに、施設内で当該指針を自由に閲覧できる環境を整備します。

（２） やむを得ず身体的拘束を行う場合

入居（利用）者本人又は他の入居（利用）者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束廃止・虐待防止委員会において十分に検討を行い、身体的拘束による心身の損害よりも、身体的拘束をしないリスクの方

が高い場合で、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件の全てを満たした場合のみ、入居（利用）者及び家族へ説明し、同意を得て行います。

また、身体的拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行うとともに、できるだけ早期に身体的拘束を中止すべく努力をします。

（３） 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 入居（利用）者主体の行動・尊厳ある生活の実現に努めます。
- ② 言葉や応対等で、入居（利用）者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 入居（利用）者の思いを汲み取り、入居（利用）者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 入居（利用）者の安全を確保する観点から、入居（利用）者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」という理由で身体的拘束に相当する行為を行っていないか、常に振り返りながら、入居（利用）者に快適な生活をしていただけるように努めます。

３ 身体的拘束廃止に向けた体制（身体的拘束廃止・虐待防止委員会の設置）

当施設では、「手稲ロータス委員会設置要綱」（2019年11月20日制定）の施行に準じ、身体的拘束廃止・虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。この委員会の最高責任者は、施設長とします。委員会の運営が適正に行われているか否かを、部門長が定期的に評価します。

（１） 設置目的

- ① 身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体的拘束を行うべきか否かの検討及び行う場合の手続き等
- ③ 身体的拘束を中止すべきか否かの検討
- ④ 身体的拘束事例の集計及び状況分析
- ⑤ 身体的拘束廃止に関する職員全員への指導及び意識啓発

（２） 委員会の構成員

- ① 部門長
- ② 看護職員
- ③ 介護職員
- ④ 生活相談員
- ⑤ 介護支援専門員
- ⑥ 機能訓練指導員
- ⑦ 管理栄養士

（３） 委員会の開催

毎月1回、定期開催するとともに、必要に応じて、随時開催します。

4 やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

入居（利用）者本人又は他の入居（利用）者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合（基本方針：P1「2－（2）」は、以下の手順に従って行います。

＜介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- （ア） 徘徊しないように、車いすやいす・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- （イ） 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- （ウ） 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- （エ） 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- （オ） 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- （カ） 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- （キ） 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- （ク） 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- （ケ） 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- （コ） 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- （サ） 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会において、身体的拘束による入居（利用）者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討するとともに、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認、検討します。全ての要件を確認、検討した上で、身体的拘束を行う判断をした場合は、身体的拘束の目的、内容・方法や時間帯、期間等を検討し、入居（利用）者及び家族からの同意書を作成します。

また、委員会において、身体的拘束の中止に向けた検討を随時行います。

② 入居（利用）者及び家族に対しての説明

身体的拘束に至る検討結果のほか、身体的拘束の目的、内容・方法や時間帯、期間及び身体的拘束の中止に向けた取組み等を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体的拘束の同意の期間を超え、更に身体的拘束が必要となる場合は、事前に入居（利用）者及び家族に対して、同意を得た内容と方向性や入居（利用）者の現状等を説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体的拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、拘束の

様子・入居（利用）者の心身の状況・やむを得なかった理由等を記録します。また、身体的拘束の速やかな中止に向けて、身体的拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は、入居者が退去後５年間保存することとし、行政による実地指導等の際には、提示できるようにします。

④ 身体的拘束の中止

前項に示す記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合は、直ちに身体的拘束を中止します。その場合には、入居（利用）者又は家族に速やかに報告します。

５ 身体的拘束廃止に向けた各職種の役割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うこと基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

（管理者・施設長）

- （１） 身体的拘束廃止及び虐待防止に関する事項の総括管理者
- （２） ケア現場における諸課題の総括責任者

（部門長）

- （１） 委員会運営の適正化に向けた定期的評価
- （２） 管理者（施設長）の補佐
- （３） 委員会運営に関する実行責任者
- （４） 各専門職種との連携・調整

（看護職員）

- （１） 医師や医療機関等との連携
- （２） 施設における医療行為の範囲の整備
- （３） 重度化する入居（利用）者の状態の観察
- （４） 記録の整備

（生活相談員・介護支援専門員）

- （１） 身体的拘束廃止に向けた職員教育
- （２） 医療機関、家族との連絡・調整
- （３） 家族の意向に添ったケアの確立
- （４） 施設のハード、ソフト面の充実
- （５） チームケアの確立
- （６） 記録の整備
- （７） 同意書の作成

（管理栄養士）

- （１） 経鼻・経管栄養から経口への取組みとマネジメント
- （２） 入居（利用）者の状態に応じた食事の工夫
- （３） 記録の整備

(介護職員・機能訓練指導員)

- (1) 身体的拘束がもたらす損害を正確に認識する
- (2) 入居（利用）者の尊厳を理解する
- (3) 入居（利用）者の疾病、障害等による行動特性の理解
- (4) 入居（利用）者個々の心身の現状を把握し、基本的ケアに努める
- (5) 入居（利用）者とのコミュニケーションを十分にとる
- (6) 記録の整備

6 身体的拘束廃止、改善のための職員教育・研修

全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図ることについての職員研修を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 新採用者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

7 入居（利用）者等に対する当該指針の説明・閲覧

当該指針については、入居（利用）時に説明させていただくとともに、入居（利用）者及び家族の要望に応じ、いつでも閲覧することができます。

また、身体的拘束に関する記録については、入居（利用）者及び家族からの請求があれば開示します。

附 則

身体的拘束等の適正化指針は、廃止する。

附 則

この指針は、2019年12月13日から施行する。

附 則

この指針は、2021年4月 1日から施行する。

附 則

この指針は、2022年4月 1日から施行する。

附 則

この指針は、2023年4月 1日から施行する。

附 則

この指針は、2024年4月 1日から施行する。

附 則

この指針は、2025年4月 1日から施行する。